

主の理解を高めること  
・その他の必要な施策  
を講ずることとしている。

[犯罪被害者等の要望に係る施策]

犯罪被害者団体等からは、

- ① 事業主等の理解の増進
- ② 被害回復のための休暇制度の導入

に関する種々の要望が寄せられている。

[今後講じていく施策]

(1) 事業主等の理解の増進

厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。

ア 母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】

イ 公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用に努める。【厚生労働省】

ウ 公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。

【厚生労働省】

エ 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。【厚生労働省】

オ 公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。【厚生労働省】

(2) 個別労働紛争解決制度の活用等

ア 厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努めていく。【厚生労働省】

イ 厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知を徹底させるとともに、その積極的な活用を図っていく。【厚生労働省】

(3) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止することが必要である。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかという不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保することが必要である。

基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において、再被害からの「安全の確保」、第19条において、「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めている。

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

(基本法第14条関係)

[現状認識]

平成16年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、123万8,668人に及ぶ<sup>\*4</sup>（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷及び業務上過失致死傷を含む）。このうち、生命被害の重大さはいうまでもないが、身体に被害を受けた者についても、一般的には「重傷」、「軽傷」などとして扱われるところ、実際には、それらの言葉からは想像し難いほど、長期にわたる治療を余儀なくされたり、重篤な後遺障害を負うことが少なくない。また、生命に被害を受けた事件の遺族はもとより、身体に被害を受けた者についても、多くの者が同時に精神的被害を受けていると考えられる。さらに、身体に被害（物理的外傷）はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等も多数に上ると考えられ、性犯罪の被害者（同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1万196人）を始め<sup>\*5</sup>、重度のPTSD（外傷後ストレス障害）等の犯罪等による被害に対する持続的な精神的後遺症に罹患している者も少なくないと考えられる。なお、性犯罪のように顕著な

精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

こうした精神的・身体的被害に対する保健医療サービス及び福祉サービスについては、不十分であるとの指摘があり、特に精神的被害については、近年、様々な研究成果等が発表されているが、その深刻さ、回復の困難さなどについて、精神保健関係者も含め医療関係者において、依然として理解そのものが不十分な面があるとの指摘がある。

〔基本法が求める基本的施策〕

基本法第14条は、国及び地方公共団体に対し、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための施策として、

- ・心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスの提供
- ・心身の状況等に応じた適切な福祉サービスの提供
- ・その他の必要な施策

を講ずることとしている。

〔犯罪被害者等の要望に係る施策〕

犯罪被害者団体等からは、

- ① PTSDに関する医療・福祉サービスの充実
  - ② 後遺障害に関する医療・福祉サービスの充実
  - ③ 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実
  - ④ 犯罪被害者等支援に精通した心理職・精神科医・法律家等の養成
  - ⑤ その他医療・福祉サービスの充実
- に関する種々の要望が寄せられている。

〔今後講じていく施策〕

- (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等

厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

- (2) 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害

者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【厚生労働省】

- (3) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

厚生労働省において、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大について科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。【厚生労働省】

- (4) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制<sup>\*6</sup>の充実強化を図る。【厚生労働省】

- (5) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

厚生労働省において、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【厚生労働省】

- (6) 高次脳機能障害者への支援の充実

厚生労働省において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等により、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。【厚生労働省】

- (7) 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施

ア 厚生労働省において、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

【厚生労働省】

イ 犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済